

愛川町「キャリア・リターン制度」による 職員採用選考案内

家庭の事情や転職により退職した方を、再度愛川町職員に採用するための制度として、「キャリア・リターン制度」を導入しました。

対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 家庭の都合などのやむを得ない事由又は修学、留学、転職等のキャリアアップなど、自己の都合等により退職した方
- (2) 退職の前に職員として在職した期間が5年以上（育児休業等の期間を除く。）の方
- (3) 退職から10年以内（退職後に国や他の地方公共団体で勤務した期間を除く。）の方
- (4) 再採用の日において、満60歳に達していない方
- (5) 地方公務員法第16条各号に掲げる欠格条項のいずれにも該当しない方

再採用後の待遇等

- (1) 職種は退職時の職種とします。
- (2) 職務の級は、退職時と同一とします。ただし、4級（主査級）以上であった場合は、原則として4級での任用となります。
- (3) 給料は、愛川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づき決定します。

再採用の時期

再採用の時期は、任命権者が定める日となります。

手続き

「愛川町職員再採用選考申込書」の提出 → 選考（書類選考、面接など）
→ 結果通知 → 再採用

※選考の結果等によっては再採用されない場合があります。

申込書の提出及び問い合わせ先

愛川町役場 総務部総務課総務班 046-285-2111（内線 3222）